

別紙様式第4号（第18条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

（記載上の注意）

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
貸 出 金		債 券	
外 国 為 替		（ うち社債 ）	（ ）
有 価 証 券		（うち新株予約権付社債）	（ ）
金 銭 の 信 託		預 金	
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
買 入 金 銭 債 権		借 用 金	
買 入 手 形		売 渡 手 形	
コ ー ル ロ ー ン		コマーシャル・ペーパー	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
現 金 預 け 金		債券貸借取引受入担保金	
そ の 他 資 産		外 国 為 替	
有 形 固 定 資 産		短 期 社 債	
無 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
債 券 繰 延 資 産		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		退 職 給 付 引 当 金	
支 払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	

貸倒引当金	△	金融先物取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 負ののれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式払込金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 〇〇積立金 繰越利益剰余金 自己株式	△
資産の部合計		自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	
		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無

- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
- (5) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第5号口による。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (9) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等

の総額を超えないものに限る。)は、この限りでない。

- (10) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
 - (11) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額
 - (12) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
 - ② 繰延税金負債
 - (13) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
 - (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
 - (15) 1株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。)
 - (16) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
 - (17) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
 - (18) 長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率(海外営業拠点を有する長期信用銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない長期信用銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
 - (19) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の8及び第5条の9に規定するストック・オプションに関する事項
 - (20) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項
 - (21) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項
 - (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称

を付した科目を設けて記載すること。

中間損益計算書 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
（うち貸出金利息）	
（うち有価証券利息配当金）	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
（うち債券利息）	
（うち債券発行差金償却）	
（うち預金利息）	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
（又は経常損失）	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
（又は税引前中間純損失）	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
中 間 純 利 益	
（又は中間純損失）	

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所
株式会社 銀行
代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

中間貸借対照表及び中間損益計算書に注記すべき事項については、中間損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
貸 出 金		債 券	
外 国 為 替		(うち 社 債)	()
有 価 証 券		(うち新株予約権付社債)	()
金 銭 の 信 託		預 金	
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
買 入 金 銭 債 権		借 用 金	
買 入 手 形		売 渡 手 形	
コ ー ル ロ ー ン		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	

現金預け金	債券貸借取引受入担保金	
その他の資産	外国為替	
有形固定資産	短期社債	
無形固定資産	その他の負債	
債券繰延資産	賞与引当金	
繰延税金資産	役員賞与引当金	
再評価に係る繰延税金資産	退職給付引当金	
支払承諾見返	特別法上の引当金	
貸倒引当金	金融先物取引責任準備金	
	繰延税金負債	
	再評価に係る繰延税金負債	
	負ののれん	
	支払承諾	
	負債の部合計	
	(純資産の部)	
	資本金	
	新株式払込金	
	資本剰余金	
	資本準備金	
	その他資本剰余金	
	利益剰余金	
	利益準備金	
	その他利益剰余金	
	自己株式	△
	自己株式申込証拠金	
	株主資本合計	
	その他有価証券評価差額金	
	繰延ヘッジ損益	
	土地再評価差額金	
	評価・換算差額等合計	
	新株予約権	
	純資産の部合計	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連

が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業的前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無

(2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第5号ロによる。

(4) 長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率（海外営業拠点を有する長期信用銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない長期信用銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。）

(5) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(6) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(7) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は記載を省略することができる。）

(8) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \end{array} \right)$

年 月 日まで

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち債券利息)	
(うち債券発行差金償却)	
(うち預金利息)	
役 務 取 引 等 費 用	
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	
そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益	
(又は経常損失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
中 間 純 利 益	
(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

- 1 1株当たりの中間純利益又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株あたり中間純利益金額を銭単位で注記すること。
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。